



結婚されたときの手続きの御案内

令和7年6月

京都市西京区役所 TEL 050-1726-0257 (代)

項目	受付窓口	手続きが必要な方	チェック欄
住所異動	東庁舎1階3番 市民総合窓口室	住所を変更される方 【必要なもの】マイナンバーカード（お持ちの方のみ） 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）	
印鑑登録		印鑑を登録される方（姓が変わり印鑑登録抹消となった方）	
マイナンバーカード 住民基本台帳カード		姓が変わる方	
国民健康保険加入者 後期高齢者医療加入者	東庁舎1階7番 市民総合窓口室	・新たに加えられる方 ・脱退される方 ・加入中で住所・姓を変更される方	
国民年金加入者	東庁舎1階6番 市民総合窓口室	・第2号被保険者から第1号被保険者となる方 ＊ 第1号又は第2号から第3号となる方は配偶者の勤務先を通して 日本年金機構に手続きをしてください。	
以下、子どもがおられる方			
児童手当 ※	東庁舎2階 22番 子どもはぐくみ室	・受給資格が新たに生じる方、なくなる方 ・受給対象となる児童が増える方 【受給資格】中学校修了以前の児童を養育されている方。公務員は除く。	
子ども医療 ※		・姓が変わる方 ・住所を変更される方 ・加入する健康保険が変更となる方	
ひとり親家庭等医療		受給者証をお持ちの方	
児童扶養手当		受給資格がなくなる方	
保育園、認定こども園（保育所部分）、 小規模保育事業所		児童が保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所に入所中 の方	
幼児教育・保育の無償化		児童が幼稚園、認可外保育施設等を利用し、無償化の認定を受けてお られる方。	

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続きを示していますが、他の手続きや書類、印鑑が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※ 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所（子どもはぐくみ室）でも受付可能です。また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

【専用窓口】京都市子ども家庭支援課分室

住所：京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-1123（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。）

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器（インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン（対応機種のみ））で、マイナポータルによる電子申請も可能です。